

いわゆる「ごみ屋敷」対策に取り組みます。

「松阪市住居等における不良な生活環境の解消に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」を令和5年4月1日から施行します。

1 いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる状態とは

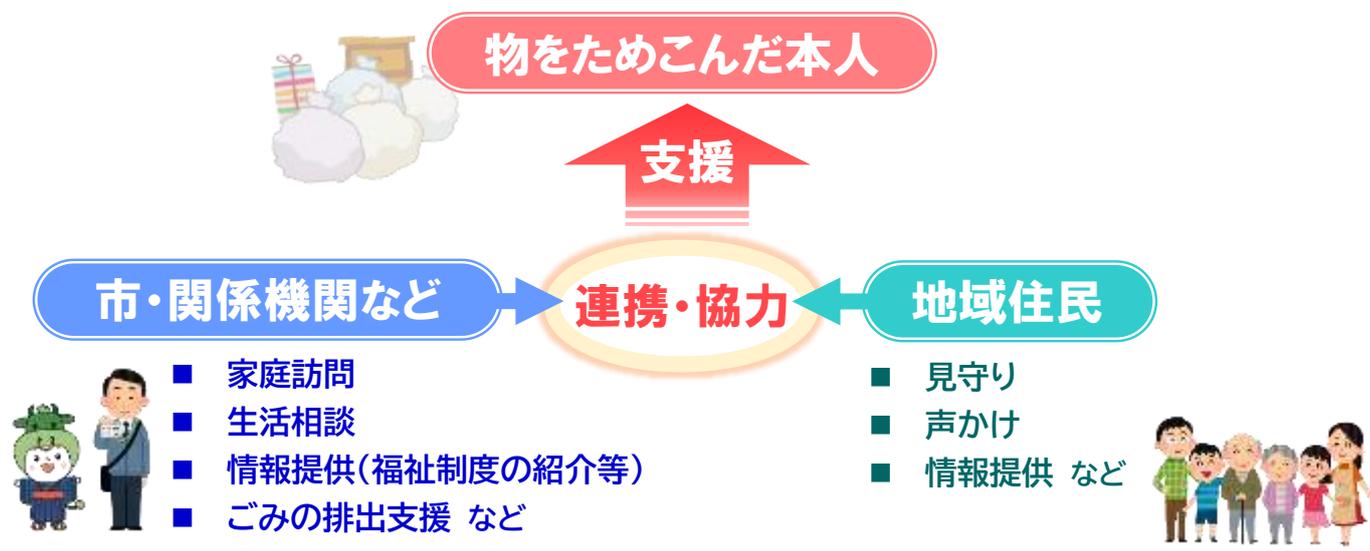
人が居住している住居やその敷地に、ごみなどの物を堆積し、放置することにより、害虫又は臭気の発生、火災や物の崩落のおそれがあること等により、その周辺の生活環境に著しく支障が生じている状態（不良な生活環境）のことです。



2 条例の基本方針

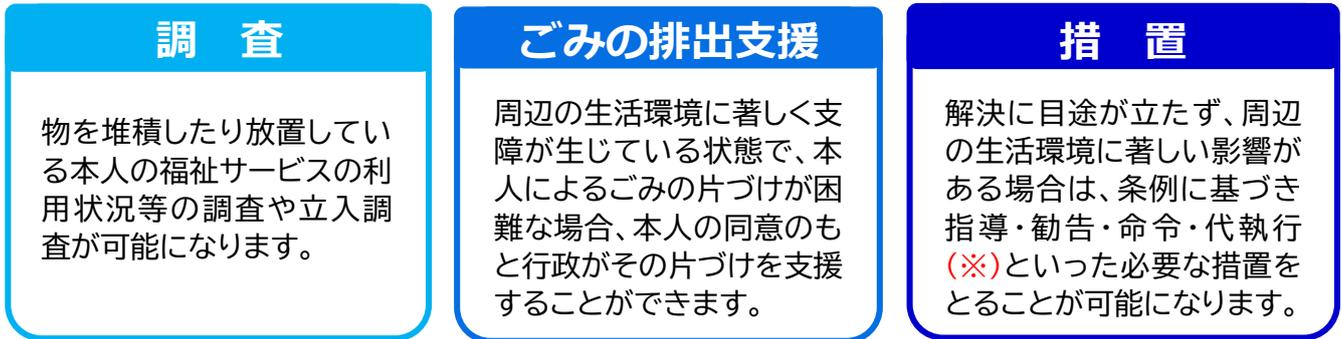
いわゆる「ごみ屋敷」と呼ばれる不良な生活環境を解消するためのごみなどの片付けは、物を堆積したり放置している本人が行うことを原則とします。

しかし、本人が認知症や高齢化に伴う身体機能の低下、疾病などの課題を抱え、本人によるごみの片付けが困難である場合があります。そのような場合は、ごみなどを片付けるだけでなく、本人の抱える課題に寄り添い、市の関係部局や関係機関、地域の方々と連携、協力しながら不良な生活環境の解消をめざします。



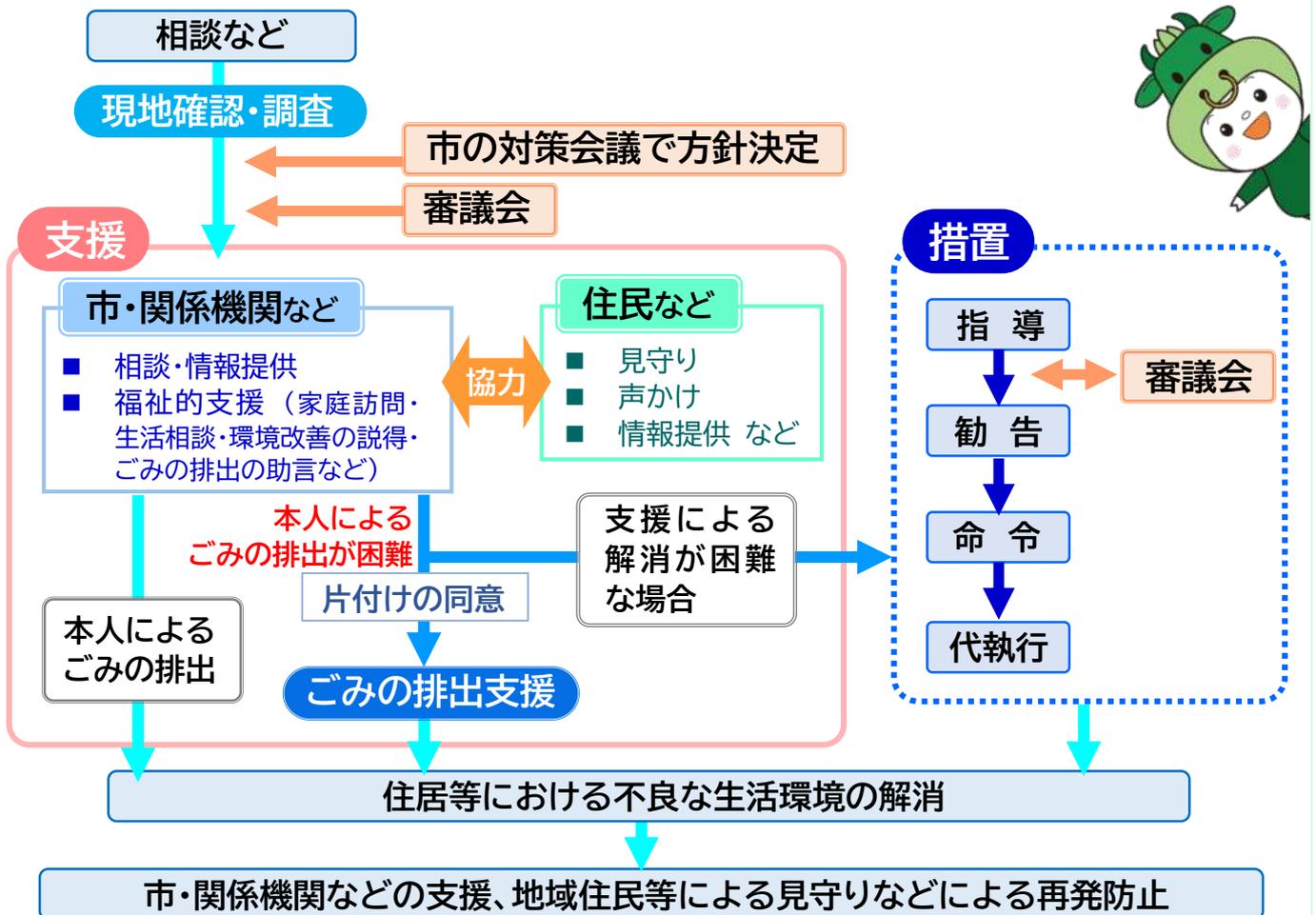
3 この条例で新たにできること

本人に寄り添った支援を基本としていきますが、新たに条例を制定したことにより可能となった事項を組み合わせ、いわゆる「ごみ屋敷」対策に取り組んでいきます。



※ 代執行は、行政代執行法において、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り可能とされています。

4 不良な生活環境の解消に向けた流れ



問い合わせ先

市外局番はいずれも「0598」です。

条例についての問い合わせ	健康福祉総務課 総務企画係	31-1925
いわゆる「ごみ屋敷」についての相談	健康福祉総務課 福祉相談係	31-1926
	環境課	53-4066
	清掃事業課	53-4470